資料提供 令和3年9月2日 課名:産業廃棄物対策課

担当:河村 内線:2962

外線:082-513-2963

産業廃棄物処理業者に対する行政処分について

1 概要

産業廃棄物処理業者である八幡金工業株式会社に対し、廃棄物の処理及び清掃に関 する法律(以下「法」という。)第14条の3の2の規定により、産業廃棄物収集運搬業 及び特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可を取り消した。

(処分機関:広島県産業廃棄物対策課)

2 被処分者及び行政処分の内容

事業者(住所)	やはたかねこうぎょう 八幡金工業株式会社 代表取締役 冨岡 平 (大阪府大阪市北区紅梅町5番8号)
許可の状況	産業廃棄物収集運搬業 許 可 番 号:第 03400159490 号 許可年月日:平成 28 年 5 月 31 日
	特別管理産業廃棄物収集運搬業 許 可 番 号:第 03450159490 号 許可年月日:平成 28 年 5 月 31 日
処分の内容	産業廃棄物収集運搬業の許可の取消し 特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可の取消し
処分年月日	令和3年9月2日
処分理由	同社の元政令使用人は、令和元年6月28日付けで、大阪地方裁判所において、貸金業法等に違反したことにより、懲役1年、執行猶予3年の刑が確定した。 このことは、法第14条の3の2第1項第4号及び法第14条の6において準用する第14条の3の2に該当するものとして法第14条第5項第2号ニで規定する同号イに該当する者のうち法第7条第5項第4号ハに規定する者に該当するため。